



令和7年2月10日

関東運輸局

一般貨物自動車運送事業者に対する事業停止及び輸送施設の使用停止処分について

法令違反の疑いがある旨の情報があったことをきっかけとして、下記の一般貨物自動車運送事業者に対し、監査を実施しました。その結果、運行管理者選任義務違反ほか複数の違反が確認されたことなどから令和7年2月10日付けをもって、貨物自動車運送事業法に基づく「30日間の事業停止等」の行政処分を行ったのでお知らせします。

記

1. 違反行為の概要

令和6年5月21日及び同年6月4日に処分対象事業者の本社営業所に対し監査を実施したところ、運行管理者の選任義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第18条第1項）等、合計9件の貨物自動車運送事業法等関係法令の規定に違反する事実が確認されました。（詳細は別紙参照）

2. 処分対象事業者

- ・ 事業者名：丸大運送 株式会社
- ・ 主たる事務所の位置：東京都千代田区神田淡路町1-15
- ・ 代表者名：志賀 剛

3. 処分内容

- ・ 処分年月日：令和7年2月10日
- ・ 一般貨物自動車運送事業の全部停止処分及び輸送施設の使用停止処分

当該事業者の本社営業所（東京都千代田区神田淡路町1-15）について、30日間の事業停止処分及び30日車（1両×30日）の車両停止処分。

《問い合わせ先》

関東運輸局自動車運送事業安全監理室 担当：平野、武富

TEL：045-211-7249（直通）

FAX：045-201-8804

配布先：横浜海事記者クラブ、神奈川県政記者クラブ、物流専門紙

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分の年月日	令和7年2月10日
(2) 事業者の氏名又は名称及び主たる事務所の位置	丸大運送 株式会社
	志賀 剛
	東京都千代田区神田淡路町1-15
(3) 当該行政処分等に係る営業所の名称及び位置	本社営業所
	東京都千代田区神田淡路町1-15
(4) 行政処分等の内容	事業の全部停止処分30日間及び輸送施設の使用停止処分30日車
(5) 主な違反事項	運行管理者の選任義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第18条第1項）
(6) 違反行為の概要	<p>法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和6年5月21日及び同年6月4日に監査を実施。9件の違反が認められた。</p> <p>(1) 疾病のおそれのある業務（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項）</p> <p>(2) 点呼の実施義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1～3項）</p> <p>(3) 運転者に対する指導監督違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項）</p> <p>(4) 高齢運転者に対する指導監督違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項）</p> <p>(5) 高齢運転者に対する適性診断受診義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項）</p> <p>(6) 整備管理者の選任（変更）届出違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第52条）</p> <p>(7) 運行管理者の選任義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第18条第1項）</p> <p>(8) 事業計画の変更認可違反（貨物自動車運送事業法第9条第1項）</p> <p>(9) 報告義務違反（貨物自動車運送事業法第60条第1項）</p>
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 33点
	当該事業者の累積点数（関東運輸局管内） 33点